

立教大学コミュニティ福祉学会 会 則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は立教大学コミュニティ福祉学会と称する（通称、学内学会）。

第2条（事務局）

本会の事務局は立教大学コミュニティ福祉学部・研究所内に置く。

第3条（目的）

本会は会員の協力によってコミュニティ福祉に関する研究と実践の交流を推進する。

第4条（会員）

本会は次の会員をもって構成する。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1) 卒業生会員 | 立教大学コミュニティ福祉学部の卒業生、大学院研究科修了生 |
| 2) 立教大学教職員会員 | 立教大学に勤務する教員および職員 |
| 3) 学部生・院生会員 | 立教大学コミュニティ福祉学部大学院研究科生および学部生 |
| 4) 学外会員 | 本会の趣旨に賛同し入会を希望するもの |

第5条（入退会）

- 1) 本会へ入会するには、所定の入会手続きを経たうえで、運営委員会がこれを承認する。
- 2) 本会を退会するには、所定の退会手続きを経たうえで、運営委員会がこれを承認する。

第6条（会員の権利および義務）

- 1) 会員は本会の運営に参加し、研究大会および機関誌・会報に研究成果を発表することができる。
- 2) 機関誌・会報の配布を受けることができる。

第7条（運営経費）

- 1) 本会の運営経費は、当面は学部研究費をもって充てることとする。
- 2) なお総会の議を経て、臨時会費、その他の経費の徴収を提案することができる。

第2章 活動

第8条（事業）

本会は会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 年1回の研究大会および会員による研究会の開催
- 2) 機関誌・会報その他の刊行物の発行
- 3) 研究奨励活動
- 4) その他

第3章 組織

第9条（機関）

本会の事業を推進するために次の機関を置く。

- 1) 総会 本会の最高議決機関であり、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 2) 運営委員会 運営委員によって構成され、本会の運営をおこなう。

第10条（役員の選出および任期）

運営委員若干名および会計監事2名を総会によって選出する。任期は1年とするが、

ただし、再任を妨げない。

第11条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。なお、運営委員長以下事務局長までは運営委員の互選による。

1) 運営委員長	1名	コミュニティ福祉学部長がその役割を担い、本会を代表し、運営委員会を主宰する。
2) 副運営委員長	若干名	運営委員長を補佐し、運営委員長がその役割を果たせない事情がある場合は、これを代行する。
3) 事務局長	1名	本会に必要な事務を統括する。
4) 事務局次長	若干名	事務局長を補佐し、事務局長がその役割を果たせない事情がある場合は、これを代行する。
5) 運営委員	若干名	本会の方針を具体的に実行するための実務を行う。さらに各専門部に所属して実務を担うこともある。
6) 会計監事	2名	毎年度末に会計監査をおこない、これを総会に報告する。

第4章 財政

第12条（財源）

本会の財源は、当面は学部研究費及びその他の収入をもってまかぬ。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年11月1日より翌年10月末日までとする。

第14条（会計監査）

運営委員会は、毎年度会計監査をうけたうえで、これを総会に報告してその承認をうけなければならない。ただし、学部の補助を受けている間は、本部の審査に代えることができる。

第5章 会則改正

第15条（会則改正）

会則改正は、総会出席者の過半数の賛成による。

第6章 個人情報の取扱

第16条（個人情報の保護）

本会における個人情報の取り扱いは、立教大学個人情報保護規定に準拠するものとする。

（参考：立教大学 プライバシーポリシー）

但し、本会の関係者が事務局とは別に、関係する参加者の合意の下で名簿等を作成することは妨げない。

第7章 雜則・付則

第17条（雑則）

必要な事項については申し合わせを作成し、この会則を補充する。

第18条（付則）

この会則は2007年11月3日より実施する。

2009年11月22日、立教大学コミュニティ福祉学会総会での審議を経て、一部改訂した。

2017年11月11日、立教大学コミュニティ福祉学会総会での審議を経て、一部改訂した。